

中国電力(株)が保有する光ケーブル設備および関連業務の 承継に伴う分割契約の締結について

中国電力株式会社(以下「中国電力」と)と株式会社エネルギー・コミュニケーションズ(以下「エネルギーコム」)は、業務の効率化ならびにサービス品質の更なる向上をはかることを目的に、中国電力が保有する電気事業用光ケーブルおよびその付随業務をエネルギーコムに一元化することについて、本年1月29日に、基本合意書を締結していますが([同日お知らせ済み](#) [PDF:120KB]), 本日、会社分割※1により中国電力の電気事業用光ケーブル関連事業をエネルギーコムに承継させるための分割契約を締結しました。

会社分割の要旨

(1)分割する事業の内容

電気事業用として中国電力の事業所間および事業所とお客さま間に設置した光ケーブルならびにそれらに付随する工事・維持・運用等の業務

(2)分割の日程

分割契約書締結日 : 平成22年 9月24日
分割契約書承認株主総会(エネルギーコム)※2 : 平成22年10月19日(予定)
分割期日 : 平成22年12月 1日(予定)

(3)分割方式

「分割会社」を中国電力, 「承継会社」をエネルギーコムとする吸収分割です。

(4)株式の割当

エネルギーコムは、承継する資産等の対価として新株式を発行し、その全ての株式1,800株を中国電力に割当て交付することといたしました。

(5)承継会社が承継する権利義務

分割期日における分割する事業に関する資産およびこれに関する一切の権利義務ならびに契約を承継します。ただし、上記事業に従事する中国電力の従業員に係る雇用契約は承継いたしません。

(※1) 「会社分割」は、その事業の「全部」又は「一部」を他の会社に承継させる手法の一つであり、事業の権利義務関係を包括的に承継させることができる。会社分割には、事業の全部又は一部を既存の会社に承継する「吸収分割」と、会社を新たに設立し新規の会社に承継する「新設分割」とに区分される。本件は、「分割会社」を中国電力, 「承継会社」をエネルギーコムとする吸収分割である。

(※2) 今回の会社分割は、会社法第784条第3項(分割会社についての簡易分割)に規定する簡易吸収分割であるため、分割会社である中国電力は、分割契約承認株主総会を開催しない。

以上

関連情報

[中国電力グループ](#)